

山梨県 漁業権に関する情報一覧

【共同漁業権】

| 免許番号 | 漁業権者 | 漁場の位置 | 漁場の区域 | 漁業の種類 | 漁業の名称 | 漁業時期 | 存続期間 | 団体・個別の別 | 関係地区 | 条件 |
|-------|--------|--|---|---------|---|----------------|-------------------------|---------|--|----|
| 内共第1号 | 峡北漁協 | 韮崎市、北杜市及び甲斐市の各地先 | <p>基点1号(甲斐市下今井地先双田橋橋台左岸下流端)と基点2号(南アルプス市野牛島地先双田橋橋台右岸下流端)とを結ぶ直線と基点3号(長野県諏訪郡富士見町地先国界橋(上流側の橋)橋台左岸上流端)と基点4号(北杜市白州町地先国界橋(上流側の橋)橋台右岸上流端)とを結ぶ直線との間の釜無川の本流及び支流。ただし、次の区域を除く。</p> <p>一 釜無川の合流点より上流の御勅使川の本流及び支流</p> <p>二 基点5号(北杜市高根町清里字月の木3686番地下流筆界に設置した標柱)と基点6号(基点5号から百七十度の直線と対岸との交点)とを結ぶ直線と北杜市高根町清里地先東京電力津金発電所取水堰下流端から50メートル下流の滝下の大門川の本流及びダムたん水域</p> <p>三 基点7号(北杜市須玉町大字比志字告場1443番地地先に設置した標柱)と基点8号(北杜市須玉町大字比志字シキミ沢3738番地の11地先に設置した標柱)とを結ぶ直線と基点9号(北杜市須玉町大字比志字塩川3979番地の1地先に設置した標柱)と基点10号(北杜市須玉町大字小尾字大平2071番地の1地先に設置した標柱)とを結ぶ直線と基点11号(北杜市須玉町大字小尾字中積り8863番地地先に設置した標柱)と基点12号(北杜市須玉町大字小尾字切畑1244番地の3地先に設置した標柱)とを結ぶ直線との間の塩川及び本谷川の本流及びダムたん水域</p> | 第五種共同漁業 | あゆ漁業、あまご(地方名やまめ)漁業、にじます漁業、いわな漁業、うなぎ漁業、うぐい漁業、おいかわ漁業及びこい漁業 | 1月1日から12月31日まで | 平成26年1月1日から令和5年12月31日まで | 団体 | 韮崎市、北杜市及び甲斐市 | なし |
| 内共第2号 | 山梨中央漁協 | 甲府市、韮崎市、南アルプス市、甲斐市、笛吹市、中央市、西八代郡市川三郷町、南巨摩郡富士川町及び中巨摩郡昭和町の各地先 | <p>一 基点1号(西八代郡市川三郷町地先三郡東橋橋台左岸下流端)と基点2号(南アルプス市東南湖地先三郡西橋橋台右岸下流端)とを結ぶ直線と基点3号(甲斐市下今井地先双田橋橋台左岸下流端)と基点4号(南アルプス市野牛島地先双田橋橋台右岸下流端)とを結ぶ直線との間の釜無川の本流及び支流</p> <p>二 基点5号(笛吹市石和町字小石和地先小石和樋門のスピンドル(巻揚軸))と基点6号(基点5号から110度の直線と対岸との交点)とを結ぶ直線より下流の笛吹川の本流及び支流。ただし、次の区域を除く。</p> <p>1 基点7号(笛吹市石和町字広瀬地先向橋橋台左岸下流端)と基点8号(甲府市向町地先向橋橋台右岸下流端)とを結ぶ直線より上流の平等川の本流及び支流</p> <p>2 基点9号(甲府市高成町字笹ノ渡1109番地の1地先に設置した標柱)と基点10号(甲府市猪狩町字曾根1057番地地先に設置した標柱)とを結ぶ直線と基点11号(甲府市高成町字骨の坂1150番地地先に設置した標柱)と基点12号(基点11号から179度の直線と対岸との交点)とを結ぶ直線との間の荒川の本流及びダムたん水域</p> <p>3 甲府市下帯那町の丸山溜池(通称千代田湖)</p> <p>三 釜無川の合流点より上流の御勅使川及び坪川の本流及び支流</p> <p>四 富士川の合流点より上流の戸川の本流及び支流</p> | 第五種共同漁業 | あゆ漁業、あまご(地方名やまめ)漁業、にじます漁業、いわな漁業、うなぎ漁業、うぐい漁業、おいかわ漁業、ふな漁業及びこい漁業 | 1月1日から12月31日まで | 平成26年1月1日から令和5年12月31日まで | 団体 | 甲府市、韮崎市、南アルプス市、甲斐市、笛吹市、中央市、西八代郡市川三郷町、南巨摩郡富士川町及び中巨摩郡昭和町 | なし |

| 免許番号 | 漁業権者 | 漁場の位置 | 漁場の区域 | 漁業の種類 | 漁業の名称 | 漁業時期 | 存続期間 | 団体・個別の別 | 関係地区 | 条件 |
|-------|-------|---|--|---------|--|----------------|-------------------------|---------|--|----|
| 内共第3号 | 峡東漁協 | 府市(向町、和戸町、川田町、桜井町及び横根町に限る。)、山梨市、笛吹市(石和町、御坂町及び一宮町に限る。)及び甲州市の各地先 | <p>一 基点1号(笛吹市石和町字小石和地先小石和樋門のスピンドル(巻揚軸))と基点2号(基点1号から110度の直線と対岸との交点)とを結ぶ直線と基点3号(山梨市三富川浦字広瀬1816番地の60地先に設置した標柱)と基点4号(山梨市三富上釜口字篠の平1178番地地先に設置した標柱)とを結ぶ直線との間の笛吹川の本流及び支流。ただし、次の区域を除く。</p> <p>1 基点7号(甲州市塩山上萩原字日川4784番地の2地先右岸に設置した標柱)と基点8号(甲州市塩山上萩原字日川4784番地の2地先左岸に設置した標柱)とを結ぶ直線と基点9号(甲州市塩山上萩原字萩原山4783番地の799地先右岸に設置した標柱)と基点10号(甲州市塩山上萩原字萩原山4783番地の799地先左岸に設置した標柱)とを結ぶ直線との間の日川の本流及びダムたん水域</p> <p>2 日川と雨ノ沢川の合流点と基点11号(甲州市塩山上萩原字萩原山4783番地の1地先に設置した標柱)と基点12号(甲州市塩山上萩原字日川4784番地の1地先に設置した標柱)とを結ぶ直線との間の雨ノ沢川</p> <p>3 基点13号(山梨市牧丘町大字北原字北奥仙丈4140番地の1地先右岸に設置した標柱)と基点14号(山梨市牧丘町大字北原字北奥仙丈4140番地の1地先左岸に設置した標柱)とを結ぶ直線と基点15号(山梨市牧丘町大字北原字北奥仙丈4140番地の1地先左岸に設置した標柱)と基点16号(山梨市牧丘町大字北原字塩水4139番地の1地先右岸に設置した標柱)とを結ぶ直線との間の琴川の本流及びダムたん水域</p> <p>4 琴川と塩水沢川の合流点と基点17号(山梨市牧丘町大字北原字塩水4139番地の1地先右岸に設置した標柱)と基点18号(山梨市牧丘町大字北原字塩水4139番地の1地先左岸に設置した標柱)とを結ぶ直線との間の塩水沢川</p> <p>二 基点5号(笛吹市石和町字広瀬地先向橋橋台左岸下流端)と基点6号(甲府市向町地先向橋橋台右岸下流端)とを結ぶ直線より上流の平等川の本流及び支流</p> | 第五種共同漁業 | あゆ漁業、あまご(地方名やまめ)漁業、にじます漁業、いわな漁業、うなぎ漁業、うぐい漁業、おいかわ漁業及びこい漁業 | 1月1日から12月31日まで | 平成26年1月1日から令和5年12月31日まで | 団体 | 甲府市(向町、和戸町、川田町、桜井町及び横根町に限る。)、山梨市、笛吹市(石和町、御坂町及び一宮町に限る。)及び甲州市 | なし |
| 内共第4号 | 富士川漁協 | 西八代郡市川三郷町並びに南巨摩郡身延町、南部町及び富士川町の各地先 | <p>基点1号(山梨県と静岡県との境界と富士川左岸との交点)と基点2号(基点1号から120度の直線と対岸との交点)とを結ぶ直線と基点3号(西八代郡市川三郷町地先三郡東橋橋台左岸下流端)と基点4号(南アルプス市東南湖地先三郡西橋橋台右岸下流端)とを結ぶ直線との間の富士川(釜無川を含む。)の本流及び支流。ただし、次の区域を除く。</p> <p>一 基点5号(南巨摩郡身延町地先早川橋橋台左岸下流端)と基点6号(南巨摩郡身延町地先早川橋橋台右岸下流端)とを結ぶ直線より上流の早川の本流及び支流</p> <p>二 富士川の合流点より上流の戸川並びに釜無川の合流点より上流の坪川の本流及び支流</p> | 第五種共同漁業 | あゆ漁業、あまご(地方名やまめ)漁業、にじます漁業、いわな漁業、うなぎ漁業、うぐい漁業、おいかわ漁業及びこい漁業 | 1月1日から12月31日まで | 平成26年1月1日から令和5年12月31日まで | 団体 | 西八代郡市川三郷町並びに南巨摩郡身延町、南部町及び富士川町 | なし |
| 内共第5号 | 早川漁協 | 南アルプス市芦安芦倉及び芦安神通並びに南巨摩郡早川町及び身延町の各地先 | <p>基点1号(南巨摩郡身延町地先早川橋橋台左岸下流端)と基点2号(南巨摩郡身延町地先早川橋橋台右岸下流端)とを結ぶ直線より上流の早川の本流及び支流。ただし、次の区域を除く。</p> <p>一 南巨摩郡早川町大字湯島地先湯島発電所に係る湯島取水ダムより下流の仙城沢川</p> <p>二 南巨摩郡早川町大字奈良地先奈良田第三発電所に係る黒河内取水ダム及び石小屋沢取水ダムより下流の黒河内川の本流及びその支流</p> <p>三 南巨摩郡早川町大字奈良地先奈良田第三発電所に係る白河内取水ダムより下流の白河内川</p> | 第五種共同漁業 | あまご(地方名やまめ)漁業、にじます漁業、いわな漁業及びうぐい漁業 | 1月1日から12月31日まで | 平成26年1月1日から令和5年12月31日まで | 団体 | 南アルプス市芦安芦倉及び芦安神通並びに南巨摩郡早川町及び身延町 | なし |
| 内共第6号 | 丹波川漁協 | 甲州市塩山高橋及び同市塩山落合並びに北都留郡丹波山村の各地先 | 基点1号(北都留郡丹波山村字親川後山川左岸下流端と多摩川左岸との交点)と基点2号(基点1号から180度の直線と対岸との交点)とを結ぶ直線より上流の多摩川の本流及び支流 | 第五種共同漁業 | あゆ漁業、やまめ漁業、にじます漁業、いわな漁業及びうぐい漁業 | 1月1日から12月31日まで | 平成26年1月1日から令和5年12月31日まで | 団体 | 甲州市塩山高橋及び同市塩山落合並びに北都留郡丹波山村 | なし |

| 免許番号 | 漁業権者 | 漁場の位置 | 漁場の区域 | 漁業の種類 | 漁業の名称 | 漁業時期 | 存続期間 | 団体・個別の別 | 関係地区 | 条件 |
|--------|-------|------------------------|---|---------|--|----------------|-------------------------|---------|--------------------|----|
| 内共第7号 | 小菅村漁協 | 北都留郡小菅村地先 | 基点1号(北都留郡小菅村字日向金風呂2521番地の1地先金風呂橋橋台左岸下流端)と基点2号(北都留郡小菅村字高橋平2491番地の2地先金風呂橋橋台右岸下流端)とを結ぶ直線より上流の小菅川の本流及び支流 | 第五種共同漁業 | やまめ漁業、にじます漁業、いわな漁業及びうぐい漁業 | 1月1日から12月31日まで | 平成26年1月1日から令和5年12月31日まで | 団体 | 北都留郡小菅村 | なし |
| 内共第8号 | 桂川漁協 | 大月市及び上野原市の各地先 | 基点1号(山梨県と神奈川県との境界と桂川右岸との交点)と基点2号(基点1号から310度の直線と対岸との交点)とを結ぶ直線と基点3号(大月市と都留市との境界と桂川右岸との交点(最下流の地点)から上流750メートルの地点)と基点4号(基点3号から290度の直線と対岸との交点)とを結ぶ直線との間の桂川の本流及び支流。ただし、次の区域を除く。 一 基点5号(大月市七保町大字瀬戸字小金沢土室3064番地の8地先右岸に設置した標柱)と基点6号(大月市七保町大字瀬戸字小金沢土室3064番地の8地先左岸に設置した標柱)とを結ぶ直線と基点7号(大月市七保町大字瀬戸字小金沢土室3064番地の7地先右岸に設置した標柱)と基点8号(大月市七保町大字瀬戸字小金沢土室3064番地の7地先左岸に設置した標柱)とを結ぶ直線との間の土室川の本流及びダムたん水域 二 基点9号(大月市七保町大字瀬戸字竹平2310番地の三下流筆界に設置した標柱)と基点10号(大月市七保町大字瀬戸字唐沢2301番地地先に設置した標柱)とを結ぶ直線と大月市七保町大字瀬戸字小金沢土室3064番山梨県有林百八十一林班いー小班地先砂防堰堤上流端と大月市七保町大字瀬戸字小金沢土室3064番山梨県有林百九十四林班いー八小班地先砂防堰堤上流端との間の葛野川及び土室川の本流及びダムたん水域 三 大月市笹子町大字黒野田字宮之原地先の砂防堰堤上流端と大月市道奥野線奥野橋下流端との間の奥野沢川の本流 | 第五種共同漁業 | あゆ漁業、やまめ漁業、にじます漁業、いわな漁業、わかさぎ漁業、うなぎ漁業、うぐい漁業、おいかわ漁業、ふな漁業及びこい漁業 | 1月1日から12月31日まで | 平成26年1月1日から令和5年12月31日まで | 団体 | 大月市及び上野原市 | なし |
| 内共第9号 | 都留漁協 | 富士吉田市、都留市及び南都留郡西桂町の各地先 | 基点1号(大月市と都留市との境界と桂川右岸との交点(最下流の地点)から上流750メートルの地点)と基点2号(基点1号から290度の直線と対岸との交点)とを結ぶ直線と基点3号(富士吉田市と南都留郡忍野村との境界と桂川左岸との交点(最下流の地点))と基点4号(基点3号から50度の直線と対岸との交点)とを結ぶ直線との間の桂川の本流及び支流 | 第五種共同漁業 | あゆ漁業、やまめ漁業、にじます漁業、いわな漁業及びうぐい漁業 | 1月1日から12月31日まで | 平成26年1月1日から令和5年12月31日まで | 団体 | 富士吉田市、都留市及び南都留郡西桂町 | なし |
| 内共第10号 | 秋山漁協 | 上野原市秋山地先 | 基点1号(上野原市秋山字瀬戸原526番地地先に設置した標柱)と基点2号(基点1号から130度の直線と対岸との交点)とを結ぶ直線より上流の秋山川の本流及び支流。ただし、基点3号(上野原市秋山地先日向海戸橋橋台左岸上流端)と基点4号(上野原市秋山地先日向海戸橋橋台右岸上流端)とを結ぶ直線と基点5号(上野原市秋山地先落合橋橋台左岸下流端)と基点6号(上野原市秋山地先落合橋橋台右岸下流端)とを結ぶ直線との間の秋山川の区域を除く。 | 第五種共同漁業 | あゆ漁業、やまめ漁業、にじます漁業、いわな漁業及びうぐい漁業 | 1月1日から12月31日まで | 平成26年1月1日から令和5年12月31日まで | 団体 | 上野原市秋山 | なし |
| 内共第11号 | 忍草漁協 | 南都留郡忍野村地先 | 基点1号(富士吉田市と南都留郡忍野村との境界と桂川左岸との交点(最下流の地点))と基点2号(基点1号から50度の直線と対岸との交点)とを結ぶ直線と基点3号(南都留郡忍野村と山中湖村との境界と桂川左岸との交点(最上流の地点))と基点4号(基点3号から40度の直線と対岸との交点)とを結ぶ直線との間の桂川の本流及び支流 | 第五種共同漁業 | やまめ漁業、にじます漁業、いわな漁業及びぶらうます漁業 | 1月1日から12月31日まで | 平成26年1月1日から令和5年12月31日まで | 団体 | 南都留郡忍野村 | なし |
| 内共第12号 | 道志村漁協 | 南都留郡道志村地先 | 基点1号(山梨県と神奈川県との境界と道志川右岸との交点(最上流の地点))と基点2号(基点1号から290度の直線と対岸との交点)とを結ぶ直線より上流の道志川の本流及び支流 | 第五種共同漁業 | あゆ漁業、やまめ漁業、にじます漁業、いわな漁業、うなぎ漁業及びうぐい漁業 | 1月1日から12月31日まで | 平成26年1月1日から令和5年12月31日まで | 団体 | 南都留郡道志村 | なし |
| 内共第13号 | 山中湖漁協 | 南都留郡山中湖村地先 | 山中湖 | 第五種共同漁業 | わかさぎ漁業、ふな漁業、こい漁業、うなぎ漁業、うぐい漁業、おいかわ漁業及びおおくちばす漁業 | 1月1日から12月31日まで | 平成26年1月1日から令和5年12月31日まで | 団体 | 南都留郡山中湖村 | なし |

| 免許番号 | 漁業権者 | 漁場の位置 | 漁場の区域 | 漁業の種類 | 漁業の名称 | 漁業時期 | 存続期間 | 団体・個別の別 | 関係地区 | 条件 |
|--------|-------------|-------------------------------------|---|---------|--|----------------|-------------------------|---------|---------------------------------|----|
| 内共第14号 | 河口湖漁協 | 南都留郡富士河口湖町船津、浅川、小立、河口、大石、勝山及び長浜の各地先 | 河口湖 | 第五種共同漁業 | わかさぎ漁業、ふな漁業、こい漁業、うなぎ漁業、おいかわ漁業、おおくちばす漁業及びにじます漁業 | 1月1日から12月31日まで | 平成26年1月1日から令和5年12月31日まで | 団体 | 南都留郡富士河口湖町船津、浅川、小立、河口、大石、勝山及び長浜 | なし |
| 内共第15号 | 西湖漁協 | 南都留郡富士河口湖町西湖地先 | 西湖 | 第五種共同漁業 | わかさぎ漁業、ふな漁業、こい漁業、うなぎ漁業、うぐい漁業、おいかわ漁業、ひめます漁業及びおおくちばす漁業 | 1月1日から12月31日まで | 平成26年1月1日から令和5年12月31日まで | 団体 | 南都留郡富士河口湖町西湖、同町西湖西及び同町西湖南 | なし |
| 内共第16号 | 精進湖漁協 | 南都留郡富士河口湖町精進地先 | 精進湖 | 第五種共同漁業 | わかさぎ漁業、ふな漁業、こい漁業、うなぎ漁業及びおいかわ漁業 | 1月1日から12月31日まで | 平成26年1月1日から令和5年12月31日まで | 団体 | 南都留郡富士河口湖町精進 | なし |
| 内共第17号 | 本栖湖漁協 | 南都留郡富士河口湖町本栖並びに南巨摩郡身延町中之倉及び釜額の各地先 | 本栖湖 | 第五種共同漁業 | わかさぎ漁業、こい漁業、うなぎ漁業、おいかわ漁業、ひめます漁業及びにじます漁業 | 1月1日から12月31日まで | 平成26年1月1日から令和5年12月31日まで | 団体 | 南都留郡富士河口湖町本栖並びに南巨摩郡身延町中之倉及び釜額 | なし |
| 内共第18号 | 道志村漁協・相模川漁連 | 南都留郡道志村及び神奈川県相模原市緑区の各地先 | 基点1号(山梨県と神奈川県との境界と道志川左岸との交点(最下流の地点))と基点2号(基点1号から134度の直線と対岸との交点)とを結ぶ直線と基点3号(山梨県と神奈川県との境界と道志川右岸との交点(最上流の地点))と基点4号(基点3号から290度の直線と対岸との交点)とを結ぶ直線との間の道志川の本流 | 第五種共同漁業 | あゆ漁業、やまめ漁業、にじます漁業、いwana漁業、うなぎ漁業及びうぐい漁業 | 1月1日から12月31日まで | 平成26年1月1日から令和5年12月31日まで | 団体 | 南都留郡道志村及び神奈川県相模原市緑区 | なし |